39	(1)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(545.00) (2)　岡山県備前市三石字スリバチ谷口2329　(367.10)	北緯34度54分32秒東経134度28分29秒の地点と北緯34度46分44秒東経134度16分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
40	(1)　兵庫県姫路市広嶺山字梨ヶ谷226―11　(268.00) (2)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(504.00)	北緯34度52分13秒東経134度42分05秒の地点と北緯34度54分30秒東経134度28分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
41	(1)　兵庫県姫路市広嶺山字梨ヶ谷226―11　(273.00) (2)　兵庫県姫路市峰南町１―70　(60.30)	北緯34度52分07秒東経134度42分05秒の地点と北緯34度51分54秒東経134度42分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度51分51秒東経134度42分01秒の地点と北緯34度51分50秒東経134度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度51分49秒東経134度42分01秒の地点と北緯34度51分49秒東経134度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度51分46秒東経134度42分00秒の地点と北緯34度51分41秒東経134度41分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
42	(1)　兵庫県相生市矢野町大字榊字黒蔵1780―134　(553.00) (2)　兵庫県小野市桜台１　(105.70)	北緯34度54分32秒東経134度28分29秒の地点と北緯34度54分42秒東経134度53分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
43	(1)　大分県大分市西大道１―１―71　(52.60) (2)　大分県杵築市山香町大字小武字御田1945―６　(405.00)	北緯33度13分57秒東経131度35分51秒の地点と北緯33度15分01秒東経131度35分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
44	(1)　大分県佐伯市鶴岡西町１―223　(21.90) (2)　大分県佐伯市大字稲垣字長迫941―３　(76.80)	北緯32度57分27秒東経131度52分00秒の地点と北緯32度57分17秒東経131度52分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
45	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(616.50) (2)　大分県佐伯市大字稲垣字長迫941―３　(76.80)	北緯32度56分06秒東経131度45分33秒の地点と北緯32度57分15秒東経131度52分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
46	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(621.50) (2)　大分県佐伯市大字狩生字カキ岩2197―５　(423.50)	北緯32度56分11秒東経131度45分36秒の地点と北緯33度02分11秒東経131度53分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
47	(1)　大分県佐伯市本匠大字小川字高津河内653―５　(621.50) (2)　大分県佐伯市宇目大字南田原字小日平国有林1040チ林小班　(739.00)	北緯32度56分04秒東経131度45分27秒の地点と北緯32度47分12秒東経131度37分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
48	(1)　大分県豊後大野市三重町内田2827―１　(137.60) (2)　大分県豊後大野市三重町松尾字灰立1199―５　(757.25)	北緯32度58分49秒東経131度35分42秒の地点と北緯32度57分11秒東経131度38分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
49	(1)　大分県国東市国東町北江3162―１　(29.50) (2)　大分県国東市安岐町両子1556―２　(721.60)	北緯33度35分09秒東経131度42分41秒の地点と北緯33度34分58秒東経131度36分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
50	(1)　沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　(83.00) (2)　沖縄県うるま市石川楚南879―１　(97.50)	北緯26度13分40秒東経127度41分27秒の地点と北緯26度14分56秒東経127度42分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度15分01秒東経127度42分23秒の地点と北緯26度16分15秒東経127度43分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度16分16秒東経127度43分15秒の地点と北緯26度16分19秒東経127度43分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度16分22秒東経127度43分19秒の地点と北緯26度16分23秒東経127度43分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度19分05秒東経127度45分11秒の地点と北緯26度20分05秒東経127度45分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯26度21分32秒東経127度46分52秒の地点と北緯26度22分36秒東経127度47分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度22分44秒東経127度47分41秒の地点と北緯26度22分48秒東経127度47分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　愛知県知多郡東浦町大字緒川字鍋ヶ谷18―１　(136.00) (2)　愛知県名古屋市緑区大高町字坊主山１―１　(58.20)	北緯34度57分54秒東経136度56分51秒の地点と北緯35度02分53秒東経136度57分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域